

第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画  
(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月  
岩美町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の基本テーマと体系	2

## 第2章 計画の内容

基本テーマ1 すべてのひとが周りを思いやり、すべてのひとが大切にされるまちづくり	
重点目標1 政策・方針決定の場への男女の参画	4
重点目標2 男女共同参画に対する理解を広げる学習機会と広報啓発の充実	6
重点目標3 地域における男女共同参画の推進	8
基本テーマ2 性別にとらわれず職場・地域・家庭で多様な生き方を選べるまちづくり	
重点目標4 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり	10
重点目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	12
基本テーマ3 誰もが安心して暮らせるまちづくり	
重点目標6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	14

## 第3章 計画の推進体制

1. 推進体制	16
---------	----

### (参考資料)

- 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における岩美町の女性登用状況
- 町民意識調査（抜粋）
- 岩美町男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 岩美町男女共同参画審議会委員名簿

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

岩美町は、平成23年3月に「岩美町男女共同参画計画」、平成25年3月に「岩美町男女共同参画推進条例」を策定し、審議会を設置するなど男女共同参画の推進のための取り組みを進めてきました。

平成27年度に実施した町民意識調査では男女の地位について「平等」と答えた人の割合や地方自治法に基づく審議会、委員会などへの女性の登用率は、平成22年度調査より増加しており、男女共同参画への理解は少しづつ進んでいるが、計画で掲げた目標には達していない状況です。

また、国では平成27年9月4日に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、法第3章に規定する事業主行動計画が平成28年4月1日から施行されるなど、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、平成23年3月に策定した「岩美町男女共同参画計画」で掲げてきた取り組みを継続するとともに、新たにワーク・ライフ・バランスや職場の環境づくりなどの取り組みを加え、男女の区別なく、一人ひとりが持っている個性を大切にしながら、パートナーを思いやり、家庭や地域、職場などあらゆるところで支えあうまちづくりを目指して「第2次岩美町男女共同参画に関する基本計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、岩美町男女共同参画条例第8条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画で、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

## 3. 計画の期間

計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行います。

## 計画の基本テーマと体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

### 基本テーマ1 すべてのひとが周りを思いやりすべてのひとが大切にされるまちづくり

重点目標	目標達成の方向性	具体的な施策
1 政策・方針決定の場への男女の参画	(1)審議会や委員会などへの女性の参画拡大	・男女比率に配慮した委員の選任
	(2)各種団体などの物事を決める場面への女性の参画拡大	・女性が参画しやすい環境づくりの啓発
	(3)女性リーダー育成の支援	・女性団体などへの意識啓発および情報提供 ・事業主行動計画の策定を啓発
2 男女共同参画に対する理解を広げる学習機会と広報啓発の充実	(1)学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実	・男女共同参画の理解を深める指導・学習の実施 ・DV・デートDVなどについての理解を深める学習の実施 ・人権学習の充実
	(2)家庭教育・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実	・学習機会や情報の提供 ・家庭教育の充実
	(3)企業、団体などに対する男女共同参画への意識啓発	・女性登用の働きかけ ・男女共同参画研修会参加のための働きかけ
	(4)固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直し	・広報誌などによる啓発 ・男女共同参画講演会の開催
	(5)男性にとっての男女共同参画の理解の推進	・広報誌、ホームページなどによる啓発 ・研修会などの実施
3 地域における男女共同参画の推進	(1)自治会、PTAなど地域社会での固定的性別役割分担意識の見直し	・自治会における固定的性別役割分担意識見直しの広報啓発 ・男女比に配慮した自治会・PTA役員の選出
	(2)防災などにおける男女共同参画の推進	・自主防災組織などへの女性参画の推進 ・女性消防団員の育成と支援
	(3)まちづくり、観光などさまざまな分野での男女共同参画の推進	・男女比率に配慮した委員の選任(再掲) ・まちづくり、観光分野などで活躍する女性の支援

## 基本テーマ2 性別にとらわれず職場・地域・家庭で多様な生き方を選べるまちづくり

重点目標	目標達成の方向性	具体的な施策
4 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり	(1)職場における男女の均等な雇用と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やすための意識啓発</li> <li>・鳥取県男女共同参画推進企業の認定数増加への取り組み</li> </ul>
	(2)パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談機関の周知・広報</li> <li>・ハラスメントに対する知識と認識を深めるための広報誌などによる啓発</li> </ul>
5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と取組支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やすための意識啓発(再掲)</li> <li>・広報誌などによる啓発</li> </ul>
	(2)さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスタイルに合わせた保育支援</li> <li>・ライフスタイルに合わせた介護サービスの支援</li> </ul>
	(3)仕事と家庭の中での固定的役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立った学習の推進</li> <li>・女と男のつどいを開催</li> </ul>

## 基本テーマ3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

重点目標	目標達成の方向性	具体的な施策
6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動の実施</li> <li>・命の大切さや人間関係力を学ぶ授業の実施</li> </ul>
	(2)被害者・加害者に対する相談、支援体制の周知と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知</li> <li>・困りごと相談・人権相談の充実</li> </ul>
	(3)ドメスティック・バイオレンス、データDV、モラル・ハラスメントなどの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識の醸成</li> </ul>

## 第2章 計画の内容

基本テーマ1 すべてのひとが周りを思いやり、すべてのひとが大切にされるまちづくり

### 【重点目標1】➡➡ 政策・方針決定の場への男女の参画

#### 〈現状と課題〉

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において男女が対等な構成員として意思決定や方針決定の過程に参画する必要があります。

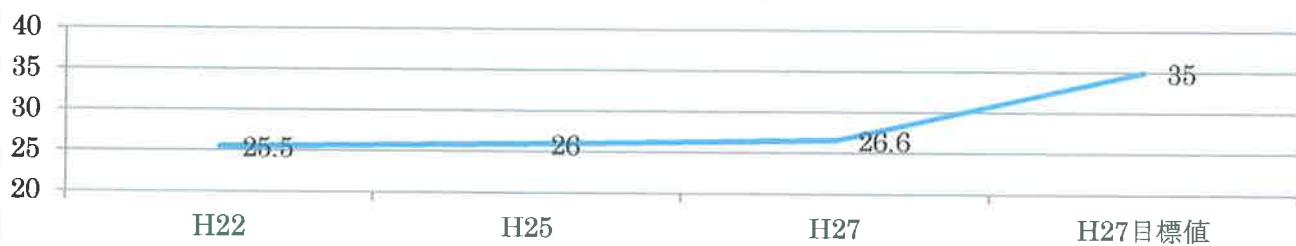
各審議会・委員会等への女性委員の登用率は、平成22年度(25.5%)、平成25年度(26.0%)、平成27年度(26.6%)と少しずつ参画が進んでいるものの依然低い状況にあり、女性の政策・方針決定の過程への参画はいまだ不十分な状況です。

すべてのひとがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくためには、女性の参画をあらゆる分野で進め、多様な人材の能力を活かし、さまざまな視点や新しい発想を取り入れていくことが重要です。

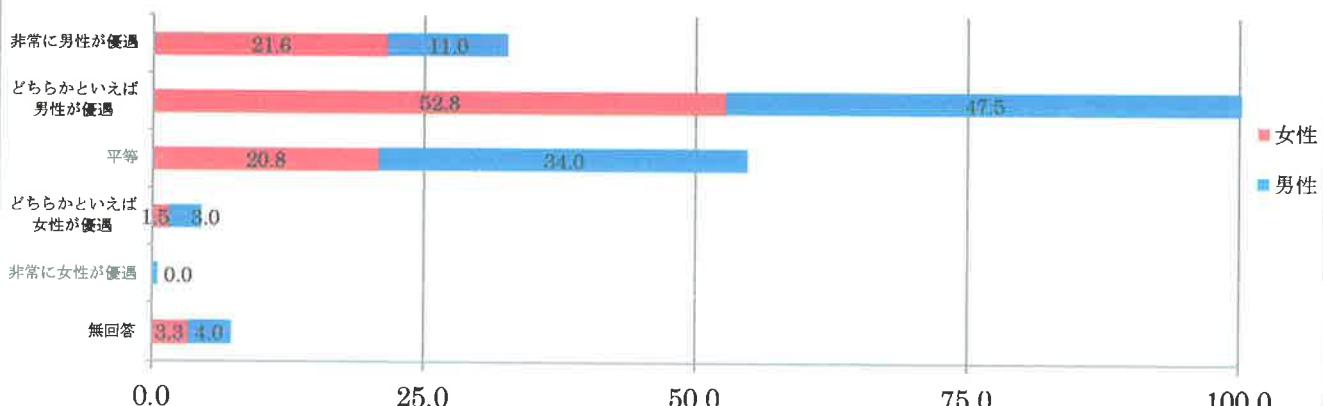
特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう、審議会や委員会への女性を登用するような仕組みづくり、地域組織・団体などでの積極的な登用を促進するよう働きかけていくとともに、女性の意識改革、人材の育成などを行っていく必要があります。

また、固定的性別役割分担意識を見直し、家事・育児・介護・自治会・防災などについて改めて共同で行っていくことが大切です。

各審議会・委員会等への  
女性委員の登用率



政治や行政の施策・方針決定の場について男女平等についてどのように感じていますか (単位: %)



H27年度岩美町男女共同参画意識調査結果より

## 〈目標達成の方向性〉

政策・方針決定の場に女性の参画が進むよう、地域組織・各種団体・行政機関における女性の登用を継続して推進します。また、女性の意識改革、人材の育成なども積極的に行います。

### (1) 審議会、委員会などへの女性の参画拡大

具体的な施策	説明
男女比率に配慮した委員の選任	一般公募による委員選出や団体などから委員を選出する際は代表者に限定せず、団体の中から推薦での選出を可能にするなど、男女の比率に配慮した委員の選出を行います。

### (2) 各種団体などの物事を決める場面への女性の参画拡大

具体的な施策	説明
女性が参画しやすい環境づくりの啓発	広報活動や研修会の開催などにより、固定的役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの普及など各種団体において女性が参画し、女性の意見が反映される環境づくりに向けた働きかけをします。

### (3) 女性リーダー育成の支援

具体的な施策	説明
女性団体などへの意識啓発および情報提供	女性の能力発揮の推進を図る意識啓発をするとともに、リーダー育成のセミナーや研修会への参加支援及び開催情報の提供など女性団体の自主的な取り組みを支援します。
事業主行動計画の策定を啓発	女性の活躍を推進するために企業等に自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、配置・育成・教育訓練に関する取組を積極的に行うよう推進するために、事業主行動計画策定の啓発を行います。

#### 固定的性別役割分担とは:

「男性は仕事、女性は家庭」「お茶くみは女性、力仕事は男性」など、個人の能力ではなく男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

## 【重点目標2】男女共同参画に対する理解を広げる学習機会と広報啓発の充実 (現状と課題)

平成27年度に実施した岩美町男女共同参画町民意識調査によると、男女の地位について調査した結果、「学校教育」においては男性76.0%女性78.4%の人が平等であると答えており、また「職場」、「家庭生活」、「社会通念・慣習やしきたりなど」、「政治や行政の施策・方針決定の場」では、平成25年度に実施した意識調査より「男性の方が優遇されている」と答えた方が増えており、男女ともに男女共同参画に対する認識と理解が深まっています。

一方、「学校教育」以外の項目については、「平等である」と答えた割合は低く、性別による固定的な役割分担意識は、まだまだ社会の中で根づいており、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。固定的性別役割分担意識の見直しを進めるため、幼児教育、学校教育、家庭教育、社会教育において、男女共同参画の正しい理解を広げるための広報・啓発活動・学習機会の充実を継続して図る必要があります。



H27年度岩美町男女共同参画意識調査結果より

### (目標達成の方向性)

学校教育、家庭教育、社会教育などさまざまな場面で男女共同参画の視点に立った学習の充実とともに、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどを活用し、広報・啓発活動を行います。

(1)学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的な施策	説明
男女共同参画の理解を深める指導・学習の実施	性別によって決めつけられている役割などを見直し、学校生活全般を通して性別に関係なく各自の能力や適性などを發揮し、社会のさまざまな分野で参画していく意識の醸成を目指した学習を進めます。
DV・デート DV などについての理解を深める学習の実施	中学校・岩美高校などでDV・デートDVなどについての学習会を行います。
人権学習の充実	各小学校・保育所などにおいて、男女を問わずひとを大切にする人権学習を通して男女共同平等意識を深めます。

(2)家庭教育・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

具体的な施策	説明
学習機会や情報の提供	各地区公民館などで住民対象の学習会を開催するための支援を行います。
家庭教育の充実	保育所などの保護者が男女共同参画を理解し、女性が育児・家事を行うことに対する固定的性別役割分担意識を見直すための講演会や研修会を開催します。

(3)企業、団体などに対する男女共同参画への意識啓発

具体的な施策	説明
女性登用の働きかけ	企業や団体などの女性の活躍による事例を収集・提供し、女性の役員登用の働きかけを行います。
男女共同参画研修会参加のための働きかけ	鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」が開催する研修会などの情報を提供し、研修への参加を促します。

(4)固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直し

具体的な施策	説明
広報誌などによる啓発	広報誌などに男女の固定的性別役割分担意識の見直しにつながる啓発記事を掲載します。
男女共同参画講演会の開催	岩美町女性団体連絡協議会と協働しながら男女共同参画講演会を開催し、男女共同参画の啓発を行います。

(5)男性にとっての男女共同参画の理解の推進

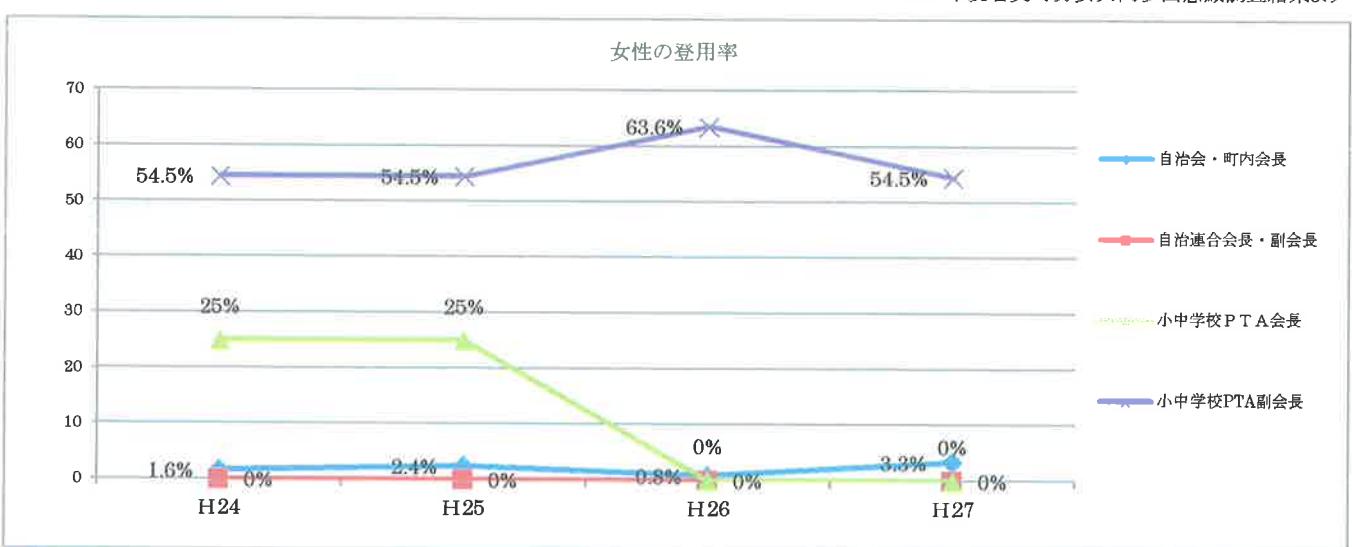
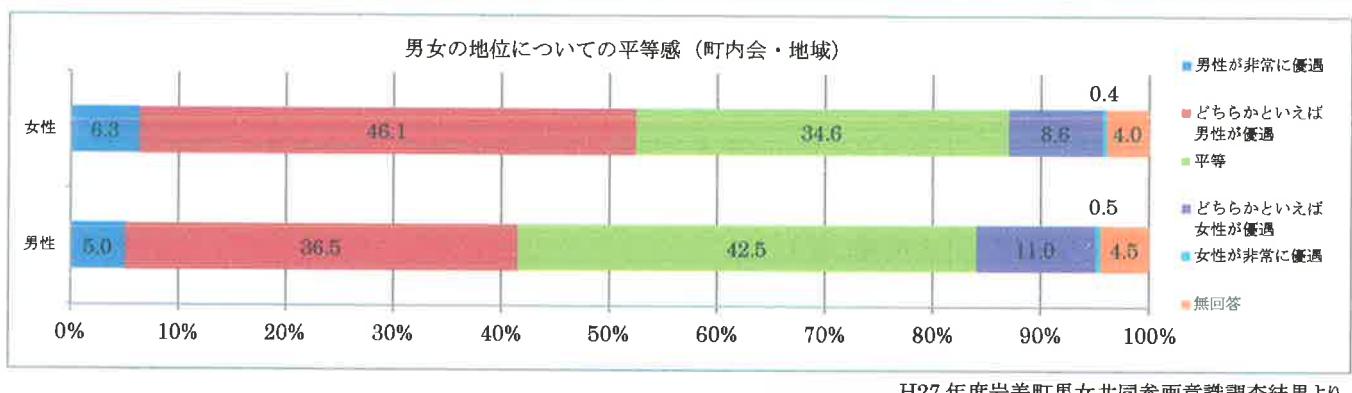
具体的な施策	説明
広報誌、ホームページなどによる啓発	男性が家庭・子育て・介護に参画することの重要性について啓発を行います。
研修会などの実施	男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。

## 【重点目標3】➡➡ 地域における男女共同参画の推進 (現状と課題)

人口減少、少子・高齢化が進行する中、高齢者世帯・夫婦共働き世帯・単身世帯などが増加しており、ライフスタイルも多様化してきています。また、自然災害やさまざまな犯罪なども発生しており、男女が共に役割と責任を分かち合わなければならない状況となっています。

平成27年度町民意識調査によると、「町内会や地域」における男女の地位について、38.6%の人が平等であると答えており、前回の調査に比べて改善の傾向がみられるものの、依然として低い割合となっています。また、自治会、小学校PTAにおける役員(会長)への女性の登用、防災、まちづくり、観光、環境などさまざまな分野における女性の参画は依然として非常に低く、地域社会において物事を決める過程への女性の参画は十分ではありません。

すべてのひとが住みやすい地域社会をつくるため、固定的な性別役割分担意識を見直し、さまざまな分野において女性が積極的に参画できるよう男女共同参画を推進することが必要です。



### 〈目標達成の方向性〉

すべての人が住みやすい地域社会をつくるため、自治会、PTA、自主防災組織などの地域社会、防災、まちづくり、観光、環境などのさまざまな分野において、女性の参画を進める広報・啓発活動や支援を行います。

(1)自治会、PTAなど地域社会での固定的性別役割分担意識の見直し

具体的な施策	説明
自治会における固定的性別役割分担意識見直しの広報啓発	自治会役員や自治会の活動などにおいて、固定的性別役割分担意識の見直しを図るための広報啓発を行います。
男女比に配慮した自治会・PTA役員の選出	自治会やPTA役員を選出する際には、構成員の男女比を意識したうえで、女性の意見が積極的に反映でき、男女問わず楽しく活動できる環境をみんなと一緒に作るような意識の醸成を図ります。

(2)防災などにおける男女共同参画の推進

具体的な施策	説明
自主防災組織などへの女性参画の推進	自主防災組織などにおける防災・災害復旧体制などにおいて、男女のニーズの違いを反映できるよう女性の参画を働きかけます。
女性消防団員の育成と支援	消防団への女性の入団を促進し、防災意識の高揚と知識・技術などの習得を進めます。

(3)まちづくり、観光などさまざまな分野での男女共同参画の推進

具体的な施策	説明
男女比率に配慮した委員の選任(再掲)	防災会議、都市計画審議会などの審議会等で男女比を配慮した委員選任を行い、女性の意見を反映します。
まちづくり、観光分野などで活躍する女性の支援	まちづくり、観光分野などにおいて、地域活性化のために活躍する女性を支援します。

## 基本テーマ2 性別にとらわれず職場・地域・家庭で多様な生き方を選べるまちづくり

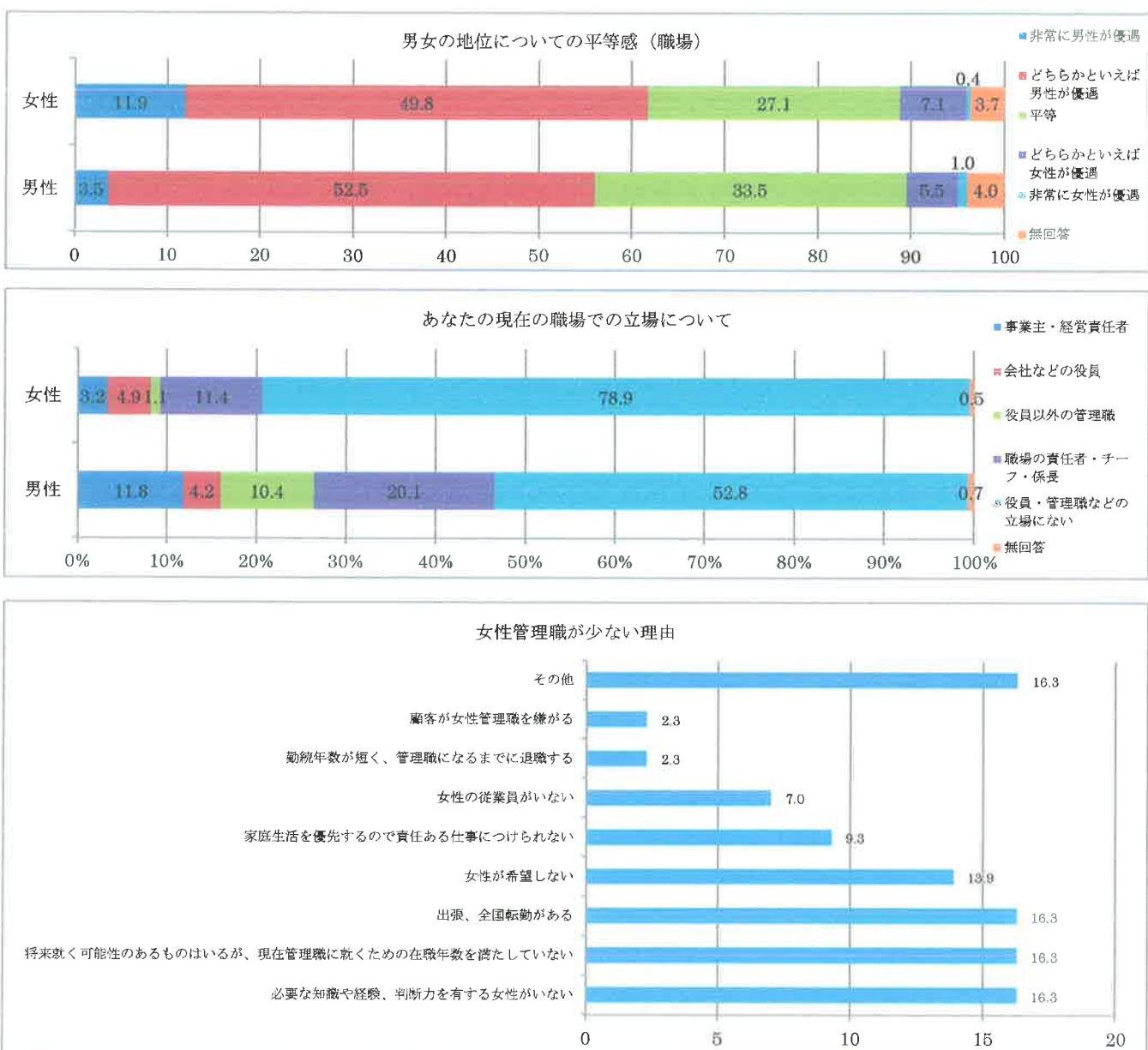
### 【重点目標4】➡➡ 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり

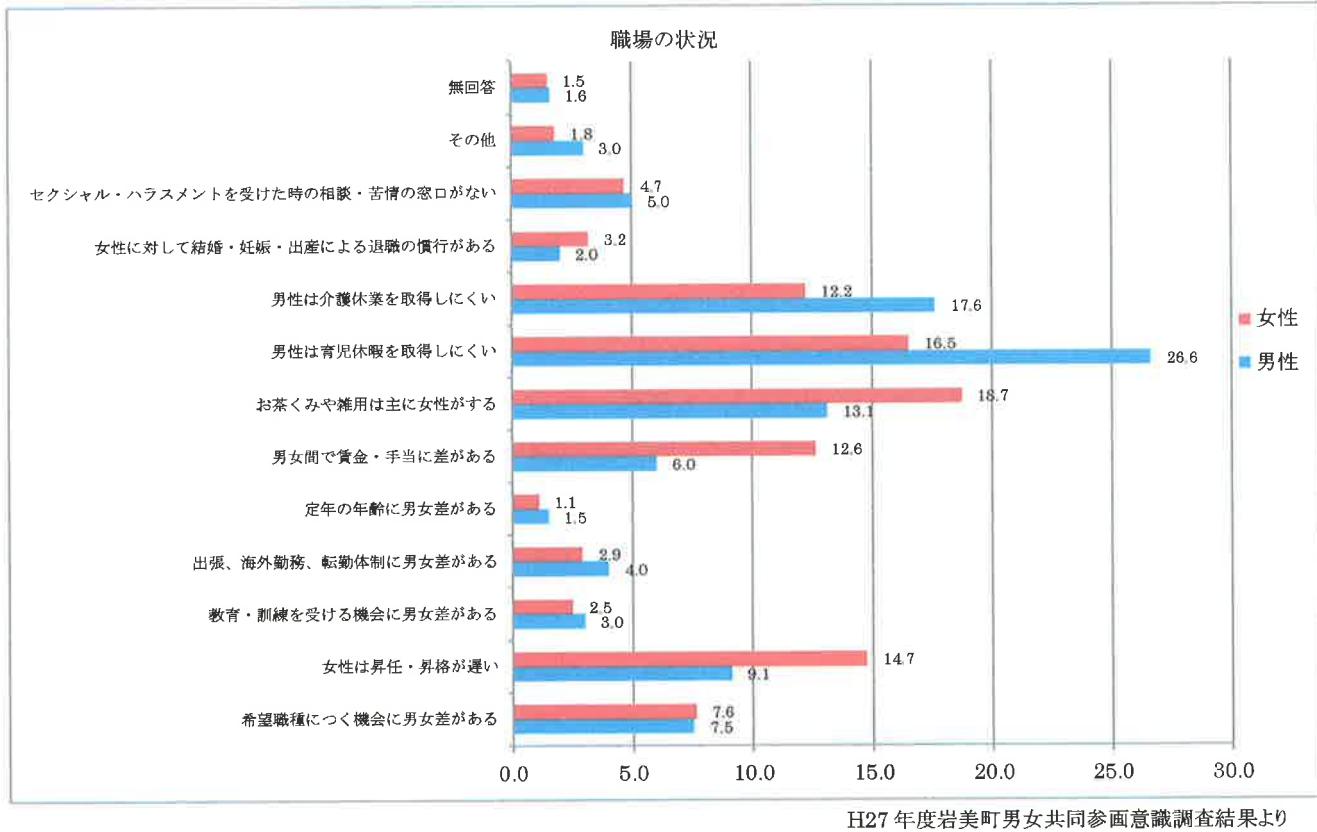
#### 〈現状と課題〉

雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」「育児・介護休業法」の改正により女性が働き続けることができる法制度が整備されてきました。

しかし、労働環境を男女で比べると町内の事業所における、女性管理職の割合は1割程度にとどまり、正規社員の7割が男性であり、非正規社員の7割が女性という状況です。町民意識調査においても「職場」における男女の地位について、女性は61.7%、男性は56.0%の方が男性の方が優遇されていると答えています。

「女性の活躍推進法」が制定され、女性の能力が発揮できる環境の整備や多様な価値観・生き方に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組む必要があります。





H27年度岩美町男女共同参画意識調査結果より

### 〈目標達成の方向性〉

性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる職場づくりを推進するために、女性の活躍推進の取り組みなどを企業へPRするとともに、男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業が増えるよう研修機会の提供や意識啓発に向けた働きかけを行います。

#### (1) 職場における男女の均等な雇用と待遇の確保

具体的な施策	説明
男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やすための意識啓発	町の管理職が率先してイクボス宣言を行い、先進事例として町内企業へ情報を発信し、個性や能力を十分発揮できる職場づくりのための意識啓発に向けた働きかけを行います。
鳥取県男女共同参画推進企業の認定数増加への取り組み	鳥取県男女共同参画推進企業認定制度の推進を図り、男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やします。

#### (2) パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント防止対策の推進

具体的な施策	説明
相談機関の周知・広報	職場内に相談機関のない労働者のための外部の相談機関の紹介など広報活動を行います。
ハラスメントに対する知識と認識を深めるための広報誌などによる啓発	広報誌などに、さまざまなハラスメントの情報を掲載し、意識改革につながる啓発を行います。

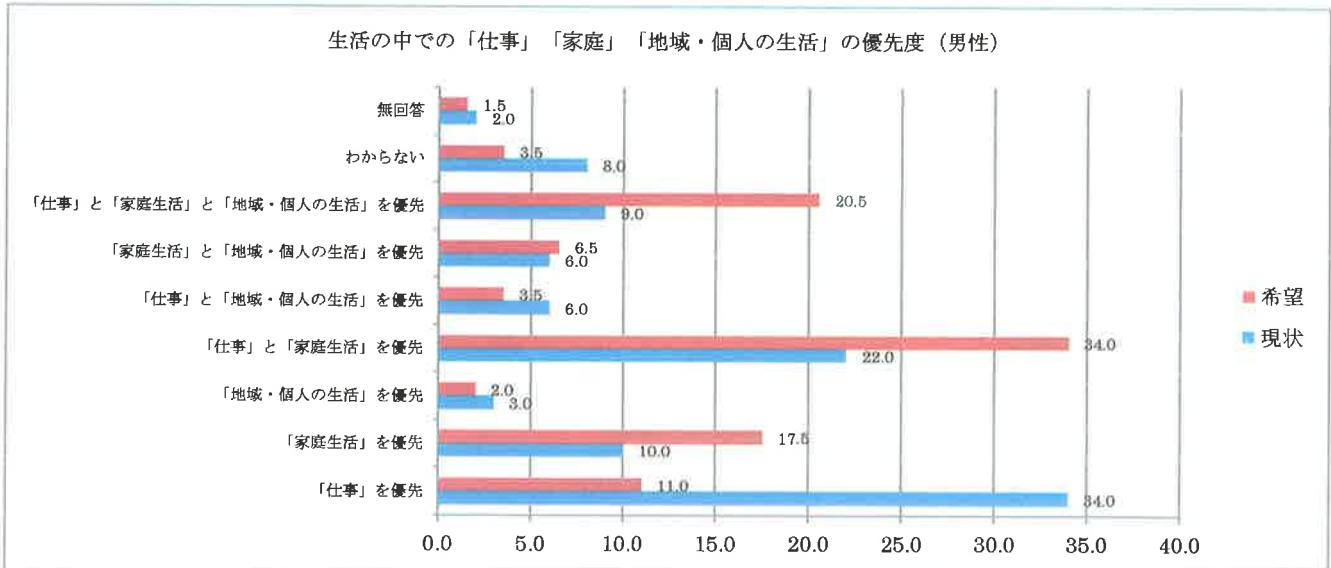
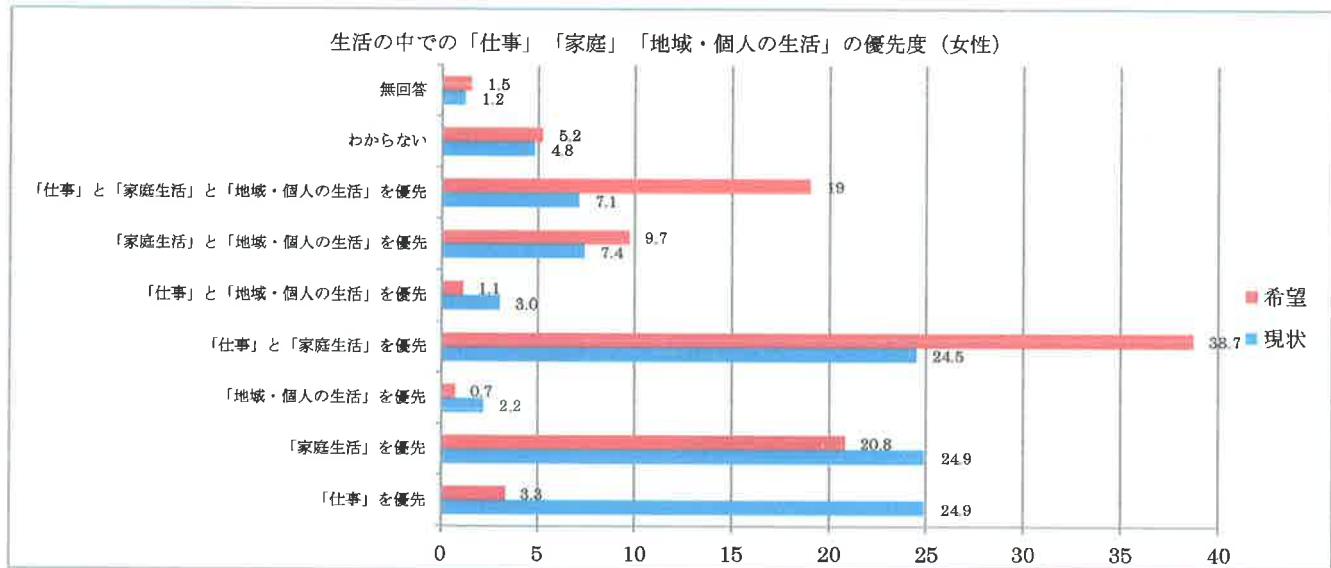
## 【重点目標5】➡️ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

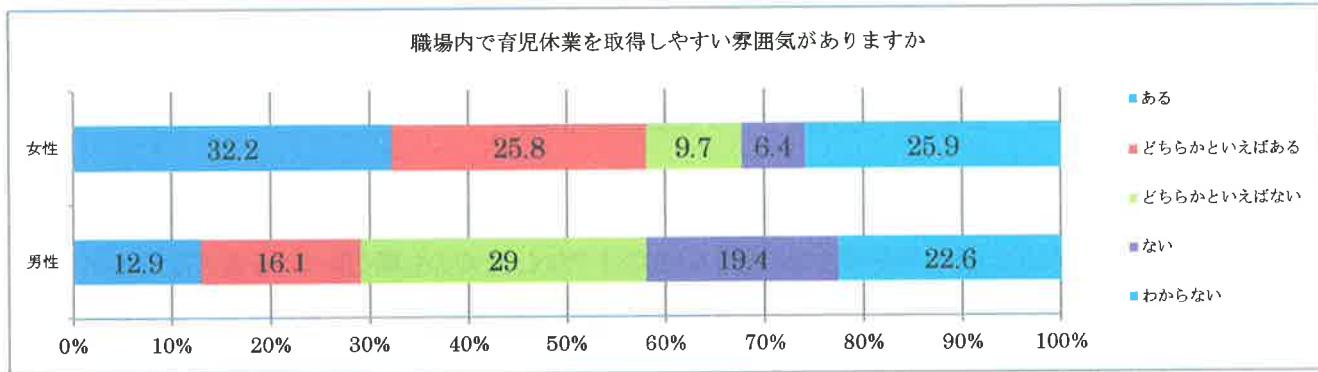
### 〈現状と課題〉

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、「私生活の充実により仕事が円滑に進み」「仕事が円滑に進むことによって私生活も潤う」という、「仕事と私生活の相乗効果を高める考え方と取り組み」です。少子・高齢化の進展による労働力不足が懸念される中、子育てをしながら職業に就く若年層の労働力確保や企業競争力の観点からもワーク・ライフ・バランスの普及・啓発は重要です。

町民意識調査によると、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、「仕事」と「家庭生活」を優先させたいと望んでいる回答が男女とも最も多く約4割であったものの、現実では男性は「仕事」を優先し、女性は「仕事」と「家庭生活」のどちらかを優先している人が多く、希望と現実に差があります。

男女がともに、多様な生き方を選択でき、社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮することは、男女共同参画社会の形成の基盤となるものです。そのためにも仕事においては長時間労働を、家庭生活・地域生活においては固定的性別役割分担意識を見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの推進と実現のための支援が必要です。





H27年度岩美町男女共同参画意識調査結果より

#### （目標達成の方向性）

育児休業制度、介護休業制度の普及・定着を推進するとともに、仕事、家庭生活、地域生活、個人の生活などの中で、さまざまな活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。

#### （1）ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進と取組支援

具体的な施策	説明
男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を増やすための意識啓発（再掲）	町の管理職が率先してイクボス宣言を行い、先進事例として町内企業へ情報を発信し、個性や能力を十分發揮できる職場づくりのための意識啓発に向けた働きかけを行います。
広報誌などによる啓発	広報誌などでワーク・ライフ・バランスが企業や社会経済の活性化、個人生活の充実につながることについて、効果やメリットを示しながら広報活動を行います。

#### （2）さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

具体的な施策	説明
ライフスタイルに合わせた保育支援	保護者のライフスタイルに合わせた保育時間の設定、緊急時の預かり保育、延長保育、病児保育及び病後児保育などの育児支援を行います。
ライフスタイルに合わせた介護サービスの支援	介護者のライフスタイルに合わせ、仕事と介護の両立を視野に入れた柔軟な介護サービスのマネージメントを行います。

#### （3）仕事と家庭の中での固定的役割分担意識の解消

具体的な施策	説明
男女共同参画の視点に立った学習の推進	保護者などを対象に、育児・家庭生活などにおける固定的性別役割分担意識の見直しのための研修を行います。
「女と男のつどい」を開催	すべての町民が男女共同参画について考え、固定的性別役割分担意識を解消し、家族の理解と協力を得られる社会を創るために講演会を開催します。

### 基本テーマ3 誰もが安心して暮らせるまちづくり

#### 【重点目標6】➡➡➡ 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

##### 〈現状と課題〉

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やドメスティック・バイオレンス(DV)、デート DV、ストーカー行為、性暴力、売買春などは、被害者を身体的に傷つけるだけでなく、その心も深く傷つける重大な人権侵害です。男女が対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、安心して暮らせる社会を実現するために根絶すべき重要な課題です。

町民意識調査では、DV の被害を受けた経験があると答えた人は、H25年の調査では男性は0%、女性は1.5%だったのが、H27年の調査では身体に対する暴力を受けたと答えた方が、男性が6.5%、女性が13%と増えています。

あらゆる暴力を阻止するため、関係機関との連携を強め、早期発見と早期介入による発生防止に努めるとともに、啓発活動の強化、相談体制の充実、相談窓口の周知などを図ります。



H27 年度岩美町男女共同参画意識調査結果より

### 〈目標達成の方向性〉

あらゆる暴力を根絶するために、子どものころからの教育・啓発、相談体制や被害者の安全確保など総合的な支援に取り組みます。

#### (1) 暴力を許さない社会づくり

具体的な施策	説明
啓発活動の実施	児童虐待防止推進月間、女性に対する暴力をなくす運動、人権週間などに併せて関係機関が連携し、広報誌やケーブルテレビなどで啓発を行います。
命の大切さや人間関係力を学ぶ授業の実施	小・中学校・高校において命の大切さ、相手を思いやるこころを育てる授業やDV・デートDVなどについての学習機会を設けることで相手を傷つける行為を絶対に許さない意識の醸成を図ります。

#### (2) 被害者・加害者に対する相談、支援体制の周知と充実

具体的な施策	説明
相談窓口の周知	DV相談ナビ、鳥取県婦人相談所などの相談専門機関や電話相談窓口をケーブルテレビや広報などで周知します。
困りごと相談・人権相談の充実	相談員にDV・デートDVなどについての研修を行い、相談体制の充実を図ります。

#### (3) ドメスティック・バイオレンス、デートDV、モラル・ハラスメントなどの防止対策の推進

具体的な施策	説明
正しい知識の醸成	DV、デートDV、モラル・ハラスメントなどを防止するために、正しい知識を得る機会を増やすため広報誌やケーブルテレビなどで周知・啓発を行います。

##### モラル・ハラスメント(モラハラ)とは:

主に言葉や態度によって、巧妙に人の心を傷つける精神的暴力のことです。職場で起こるモラハラは、言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人の人格や尊厳を傷つけたり、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気を悪くさせたりします。職場だけではなく、家庭でもモラハラはあります。

##### ドメスティック・バイオレンス(DV)とは:

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあつた人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含みます。

##### デートDVとは:

交際中の若いカップルの間で起こる暴力のことです。「暴力」にはいろいろな種類があります。

【身体的な暴力】殴る、蹴る、モノを投げる、刃物で脅すなどで怖い思いをさせる。【精神的な暴力】ひどい言葉で傷つける、監視する、友達との交際を制限する、無断でメールをチェックするなど。【経済的な暴力】お金をたかる、借りたお金を返さない。【性的な暴力】キスやセックスを強要する。避妊をしない。]などのことです。

## 第3章 計画の推進体制

### 1. 推進体制

#### (1) 行政における推進体制と進行管理

・各課が連携をとりながら、男女共同参画社会の実現への現状と問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図ります。

・岩美町男女共同参画審議会に意見を求め、計画の推進と進行管理を行います。

#### (2) 町民、県及び関係機関等との連携強化

男女共同参画社会の実現には、家庭、地域、職場など社会のさまざまな場面での取り組みを進めしていくこととあわせて町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民、県、企業、民間団体、女性団体などとの連携協力体制の充実を図ります。

## 計画の数値目標

項目	現状(平成27年度)	目標(平成32年度)
町民意識調査で「町内会・地域・家庭生活・職場の各分野で男女の地位は平等である」と答えた人の割合	職 場 30. 3% 家庭生活 32. 0% 町内会・地域 38. 6%	職 場 40. 0% 家庭生活 40. 0% 町内会・地域 50. 0%
町民意識調査で「職場で育児や介護のための休業制度を気軽に取得できる」と答えた男性の割合	37. 5%	50. 0%
各種審議会・委員会等への女性委員の登用率	26. 6%	35. 0%
DVを受けたことがあると答えた人の割合	男性 22. 0% 女性 32. 7%	男性 10. 0% 女性 20. 0%